

自動車運転代行業の認定等申請手続きについて

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図るため、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)が、平成14年6月1日に施行されています。自動車運転代行業を営もうとする方は、公安委員会の認定を受けなければなりません。

○ 欠格要件(運転代行業法第3条)

次のいずれかに該当する者は、自動車運転代行業を営むことはできません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 下記の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ア 禁固以上の刑に処せられた者
 - イ 次により罰金の刑に処せられた者
 - (ア) 運転代行業法の規定に違反した者
 - (イ) 道路運送法に規定する無許可道路運送事業(白バス、白タク行為等)に違反した者
 - (ウ) 道路交通法に規定する自動車の使用者等の義務等(下命・容認、自動車の使用制限命令)に違反した者
- (3) 最近2年以内に運転代行業法の規定による営業停止命令、営業廃止命令に違反する行為をした者
- (4) 暴力団関係者
- (5) 心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施できない者
- (6) 営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者(運転代行業者の相続人であって、その法定代理人が上記(1)から(5)の事項のいずれにも該当しない場合を除く。)
- (7) 利用者等に対する損害賠償措置が国土交通省令に定める基準(対人8,000万円以上、対物200万円以上、車両保険又は車両共済200万円以上)に適合すると認められない者
- (8) 安全運転管理者等を選任しない者
- (9) 法人で役員(業務を執行する社員、取締役、監査役又はこれに準ずる者)のうちに、上記(1)から(5)の事項のいずれかに該当する者がある場合

○ 運転代行業者の主な遵守事項

- (1) 代行運転自動車を運転する方は、第二種免許を取得していなければなりません。
- (2) 代行運転自動車を運転する場合は、原則として車の前後に国家公安委員会規則で定められた代行運転自動車標識を表示しなければなりません。
- (3) 随伴用自動車の両側面には、国土交通省令で定める表示等をしなくてはなりません。(表示各文字の大きさは、縦横5cm以上)
- (4) 随伴用自動車に利用者を乗せることはできません(白タク行為となります)。



(代行運転自動車標識)



(随伴用自動車の表示例)

- (5) 業務を行う前に、運転代行業の約款の概要を利用者に説明しなければなりません。

運転代行業者は、利用者とのトラブルを防止するため、事故等が発生した場合の業者が負うべき責任の範囲等を運転代行業の約款によりあらかじめ定めておき、業務開始時には、その概要を利用者に説明する義務があります。

具体的には、行く先や経路を利用者から聞いた上で、料金表に基づいて料金の概算などを書面等を使って説明しなければなりません。

○ 認定申請手続き

- (1) 申請から認定までの流れ

公安委員会への申請書の提出は、関係書類、手数料を添えて主たる営業所の住所地を管轄する警察署(交通課)を経由して行うこととなっています。

警察署で書類を受付けてから認定まで、およそ45日間かかります。

- (2) ○ 認定申請に必要な書類等

認定申請書【認定申請書】、認定申請手数料12,000円の他に、下記の添付書類が必要となります。

表中、○は必要、×は不要を表します。

添付書類	法人で申請	個人で申請
法人登記簿の謄本	○	×
住民票の写し(本籍が記載されたもの。)外国人 にあっては、国籍が記載された住民票の写し。	○ (役員全員)	○
定款又はこれに代わる書類	○	×
役員名簿(役員の氏名及び住所が記載され たもの)	○	×
心身の故障により自動車運転代行業の業務 を適正に実施することができない者に該当 しない者であることの医師の診断書及び誓 約書	○ (役員全員)	○
損害賠償措置を証する書類の写し(国土交通省 が定める基準のもの対人:8,000万円以上対物 :200万円以上車両:200万円以上)	○	○
安全運転管理者の届出(車両1台から必要)		
安全運転管理者に関する届出書	○	○
----- 下記のうちいずれか1つ ・運転免許証のコピー ・健康保険被保険者証のコピー (記号・番号をマスキングしたもの) ・マイナンバーカード表面のコピー (裏面の個人番号は不要) ・戸籍抄本(コピー不可) ・住民票の写し (コピー不可、個人番号の記載のないもの)	○	○
----- 運転記録証明書(3年以上の記録が確認でき るもの)(※自動車安全運転センターで取得)	○	○
副安全運転管理者の届出(車両10台を超えるごとに1名選任)		
副安全運転管理者に関する届出書	○	○
----- 下記のうちいずれか1つ ・運転免許証のコピー ・健康保険被保険者証のコピー (記号・番号をマスキングしたもの) ・マイナンバーカード表面のコピー (裏面の個人番号は不要) ・戸籍抄本(コピー不可)	○	○

・住民票の写し (コピー不可、個人番号の記載のないもの)		
運転記録証明書(3年以上の記録が確認できるもの)(※自動車安全運転センターで取得)	○	○
自動車運転免許証の写し (3年以上の運転経験で選任する場合のみ)	○	○

※ 申請者が未成年の場合、上記の他に、次の書類が必要です。

- ◇ 民法第6条第1項の規定により営業を許された未成年者の場合
 - ・ 未成年者登記簿の謄本(※地方法務局で取得)
- ◇ 未成年者が認定を受けている自動車運転代行業を相続した場合
 - ・ 被相続人の戸籍謄本
 - ・ 自動車運転代行業の相続人であることを法定代理人が誓約する書面
 - ・ 法定代理人の住民票の写し(本籍の記載があるもの。)、外国人にあっては外国人登録原票の写し、心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者に該当しない者であることの医師の診断書及び誓約書

※ 医師の診断書は、精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるかどうかの別を記載したものとしてください。

- ◇ 診断書書式【診断書】、誓約書書式【誓約書】は一例です。同一の内容のものであれば書式は問いません。

○その他の手続き

(1) 変更の届出手続き

次に掲げる事項に変更があったときは、変更があった日から10日以内(戸籍謄本若しくは抄本、住民票又は登記簿の謄本を添付する必要がある場合は20日以内)に主たる営業所の住所地を管轄する警察署に変更届を提出しなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ・ 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- ・ 損害賠償措置
- ・ 安全運転管理者等の氏名及び住所
- ・ 法人の場合は、その役員の氏名及び住所
- ・ 随伴用自動車に関する事

※ 変更の届出を行う場合は、変更届出書【変更届出書】に必要事項を記載し、

変更内容を疎明する書面（損害賠償責任保険の写しなど）を添付のうえ、主たる営業所の住所地を管轄する警察署の交通課へ提出して下さい。

(2) 廃業等の届出手続き

廃業等の届出を行う場合は、廃業した日から10日以内に、廃止の事由が発生した日、廃止の事由等を廃業等届出書【廃業等届出書】に記載し、主たる営業所の住所地を管轄する警察署に提出しなければなりません。